

## 新潟市観光アクションプラン評価検討会議の傍聴に関する要領

### 1 趣 旨

この要領は、新潟市観光アクションプラン評価検討会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 傍聴手続き

- ① 会議の傍聴を希望する者は、会議を開始する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券（別記様式）を受け取る。
- ② 傍聴の受付は先着順で行う。ただし、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。
- ③ 傍聴定員は各回5名までとする。

### 3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者。
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者。
- ③ 酒気を帯びている者。
- ④ その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をする恐れがあると認められる者。

### 4 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- ② 会場において、飲食はしないこと。
- ③ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- ④ 事務局の指示に従うこと。
- ⑤ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

### 5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、委員長等はこれを注意し、これに従わないときは、退場を命じることとする。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

別記様式

期日 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

傍 聴 券

新潟市観光アクションプラン評価検討委員会